

「学校いじめ防止基本方針」

米沢市立北成中学校

いじめ防止対策推進法に基づき、山形県教育委員会の示した基本方針には、『いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じることはどこでも起こりうるという危機意識をもたなければならない。いじめから子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりうる」との意識を持ち、子どもたちに自他の「生命の尊さ」と人間としての「生き方」をしっかりと教え育てていく「いのち」の教育を大切に進めていく必要がある』と示されている。

本校の基本方針はこの方針を踏まえ、生徒の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめへの対処など（以下「いじめの防止等」）のいじめの対策を総合的かつ効果的に推進し、生徒一人ひとりが、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができる環境の構築を目指して策定した。

【いじめの定義】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条」】

1 いじめの防止等に関する基本方針

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えることのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、本校ではすべての生徒がいじめを行わないこと、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを傍観、放置することがないようにするため、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行うものとする。

（2）いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

（3）学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、早期解決及びその再発防止に努める。

2 いじめの防止等対策の基本となる事項

(1) 生き方支援部を主軸とする「いじめ防止対策委員会」を組織し、いじめ問題に対応する。

(2) 学校におけるいじめの未然防止

- ① 主体的な生徒会活動・学級活動・部活動等の学校教育全体を通じて、より良い集団づくりを図り、自他を思いやる心の育成や規範意識の確立を目指す。
- ② 総合的な学習の時間や学級活動等の時間でSEL（社会性と情動の学習）について学習し、対人スキル・コミュニケーション能力の向上を図り、より良い集団づくりを目指す。
- ③ 学級・学年通信、学校HPや掲示板等を通じて、多くの生徒の良さや活躍を広く伝えることで、自己有用感・自尊感情を高める。
- ④ いじめや法教育、人権、性教育等に関する講演会の実施、教育相談活動、カウンセリング活動、アセス等を通して、心身の状況を把握し、いじめの未然防止に努める。
- ⑤ 未然防止に向け、子ども自身が主体的に考え行動に移す取り組みを展開する。

(3) いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- | | |
|---------------------|----------------|
| (ア) 生徒対象いじめアンケート調査 | 年2回（6月・10月） |
| (イ) 保護者対象いじめアンケート調査 | 年2回（6月・10月） |
| (ウ) アセス | 年2回（5月・9月） |
| (エ) 教育相談アンケート | 年3回（4月・10月・1月） |

※上記の（ア）・（イ）のアンケート実施後は、各学年でアンケート結果を集約したのち、いじめ防止対策委員会において、アンケートの内容がいじめに相当するか判断し、いじめと認知された場合の対応等について協議する。

② いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| (ア) 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 | 年3回（4月・10月・1月） |
| (イ) スクールカウンセラーの活用 | |
| (ウ) 教育相談員（適応指導員）の活用 | |

③ 教職員は、生徒の日常の小さな変化やいじめの兆候をいち早く察知するために、日ごろから生徒との関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、速やかにその情報を教職員間で情報交換・共有する。

(4) いじめの早期解決のための処置

- ① いじめが予見、認知された場合には、すぐにいじめをやめさせる。関係職員による情報を共有し、迅速かつ適切な初期対応を行い、早期解決を図る。速やかに事実の確認、記録を行い、重要度に応じた処置を行う。
- ② 常に被害者の立場に立ち、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導・支援を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。いじめを行った生徒の保護者と共通理解を図りながら、生徒の内面的な成長を促す。
- ④ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせることができるよう指導する。また、はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。

- ⑤ いじめを繰り返す生徒や犯罪行為として扱われるべきいじめについては、医療機関・米沢警察署・やまがた法務少年支援センター等、外部機関やスクールカウンセラーとの協力・連携を図りながら、より専門的な指導も含めた成長プログラムを計画し実施する。

(5) インターネット上のいじめに対する対策

インターネットを介して行われるいじめは、実態把握が困難であり、一度発生した場合、事態の広域化、複雑化、長期化が懸念させる。

① 学校で行う対策

(ア) 様々な犯罪やトラブルの原因になることが多いため、基本的には「携帯電話、スマートフォンの所持を勧めない」「不特定多数の人との交流が可能なSNSの利用や閲覧は望ましくない」という立場で指導する。また個人の情報や写真をインターネット上に公開することは犯罪であり、決して行ってはならないという事を指導する。

(イ) 携帯電話、スマートフォン、インターネットに接続できる通信機器については、学校生活への持ち込みは原則的に禁止とする。(校内生活のみならず、部活動等校外での活動時においても禁止とする。ただし熱中症対策等で持ち込みの申請があった場合を除く。)

(ウ) メディア機器、インターネットの有効活用について考えを深めるため、保健安全支援部、各教科(道徳、技術・家庭科等)、各学年が連携して指導にあたり、メディアリテラシー、情報モラルなどの教育を推進する。

(エ) 学級活動や総合的な学習の時間、学年行事などにおいて、インターネットの危険性やトラブル、利点等に関する講演会や学習会を行う。

② 家庭との連携による対策

(ア) 保護者会などの機会を通じて、インターネットトラブル、生活習慣の乱れに関する啓発活動を行う。

(イ) 各種便りや機会を捉えて、携帯電話、スマートフォン、コンピュータ等の利用については、保護者の責任及び監督のもとで行われるよう要請する。

③ 発生時の対応

(ア) 「上記2-(3) いじめの早期解決のための処置」に準じて対応するが、インターネット関係のトラブルについては、拡散防止の観点から米沢警察署、関係機関等との連携を密にして、現状改善が図れるよう努める。

(イ) いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒・保護者への指導・支援を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に努める。

(ウ) 重大事案が発生した場合には、状況に合わせた構成メンバーでいじめ問題対策委員会を組織し、「下記3-(1)～(4)」のように対処する。

3 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、米沢市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 米沢市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織(下記※1)を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報

を適切に提供する。

- ※1 生命の危機に及ぶ可能性がある場合や重大事案へつながる可能性がある事案については、学校評議員・SC・校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・生き方支援部長・当該学年主任・担任・養護教諭等で構成する組織をつくる等、状況に合わせた構成メンバーでいじめ問題対策委員会を組織し、対応する。また、米沢市教育委員会及び米沢警察署等外部機関と連携して対処する。

4 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、「いじめの早期発見に関する取り組み」に関することを学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。